

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	① 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理又はその申請に対する応答に関する事務 ② 身体障害者福祉法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理又はその届出に対する応答に関する事務 ③ 身体障害者福祉法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	障害者福祉システム、障害者福祉システム(標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表20の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条、伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 健康福祉部 社会福祉課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 0557-32-1532
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で社会福祉課長の最終確認を経ることとしている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	伊東市情報セキュリティポリシー規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、他自治体等の滅失事案等を踏まえ、特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することや、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行い、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	平成27年2月24日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年7月29日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年2月24日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	I-5 評価実施機関における担当部署② 所属長の役職名	社会福祉課長 稲葉 和正	社会福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月14日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和4年12月8日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年12月8日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和5年10月11日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年10月11日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和7年7月2日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	障害者福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、障害者福祉システム(標準準拠システム)	事前	
令和7年7月2日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の11の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表20の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条、伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月2日	Ⅱ－1 対象人数いつ時点の 計数か	令和5年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅱ－2 取扱者数いつ時点の 計数か	令和5年3月31日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅳ－8 人手を介在させる作 業	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと 考えられる対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正